

「研究活動不正行為告発・相談窓口」の設置について

【研究活動における不正行為の告発又は相談】

大阪健康安全基盤研究所では、研究活動における不正行為の告発又は相談に対応する窓口を設置しています。

●相談できる方

大阪健康安全基盤研究所で働く全ての方（再雇用職員、任期付職員、任期付研究員、非常勤職員、派遣会社職員を含む）、請負労働者、取引業者等が告発相談することができます。

●告発・相談窓口

次の1、2どちらにも告発及び相談をすることができます。

1 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 企画部 研究企画課

（通報担当者） 研究企画課長

- ・電話、電子メール、書面（郵便）又は面談にて受け付けます。
- ・電話の場合
（直通）06-6972-1328 又は（内線）2400 へおかけいただき、「研究不正に関する告発・相談」とお伝えください。
- ・電子メールの場合
送付アドレス：kenkyutsuuhou@iph.osaka.jp
件名に「研究不正に関する告発」又は「研究不正に関する相談」と記載してください。
- ・書面の場合
郵送先：〒537-0025 大阪市東成区中道一丁目3番3号
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 企画部 研究企画課長あて
*封筒に「研究不正に関する告発」又は「研究不正に関する相談」と朱書きしてください。
- ・面談の場合
事前にお電話（（直通）06-6972-1328 又は（内線）2400）により、通報担当者と面談日時を調整してください。

2 針原辻岡法律事務所

（通報担当者） 針原 祥次 弁護士

- ・電子メール、書面（郵便）にて受け付けます。
- ・電子メールの場合
送付アドレス：kenkyutsuuhou_lawyer@iph.osaka.jp
件名に「研究不正に関する告発」又は「研究不正に関する相談」と記載してください。
- ・書面の場合
郵送先：〒537-0025 大阪市北区西天満2-10-2 幸田ビル10階1003号室
針原辻岡法律事務所 針原 祥次 弁護士あて
*封筒に「大阪健康安全基盤研究所 研究不正に関する告発」又は「大阪健康安全基盤研究所 研究不正に関する相談」と朱書きしてください。